

○香芝市議会傍聴規則

平成4年3月25日

議会規則第2号

香芝市議会傍聴規則(昭和57年議会規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。ただし、議長において特に必要と認めるときは、傍聴人員を制限することができる。

2 団体が傍聴しようとする場合、代表者又は責任者は、次に掲げる事項の全てを傍聴人受付簿に記入し、あらかじめその旨を議長に申し出なければならない。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の人員
- (3) 団体の代表者又は責任者の住所
- (4) 団体の代表者又は責任者の氏名

3 前項の代表者又は責任者は、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯するとともに、議長が必要と認めるときは、当該名簿を議長に提出しなければならない。

(傍聴席へ入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席へ入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第

1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴券の発行)

第5条 議長は、傍聴席の整理上必要と認めるときは、個人又は団体を問わず各人に対して傍聴券を発行することができる。ただし、交付を受けた日に限り傍聴することができる。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、いかなる理由があっても議場へ入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放映等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年議会規則第1号)  
この規則は、公布の日から施行する。